

税制調査会（第23回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：令和元年6月12日（水）15時37分～15時54分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

## ○中里会長

本日の総会は、まず、国際課税を議題としました。

ついこの間、G20があったばかりですから、皆さん盛り上がっていらっしゃいました。

国際課税に関しては、先週末に開催された、G20財務大臣・中央銀行総裁会議において、経済の電子化への対応等について議論されたところですので、事務方から、その結果や国際的な議論の状況を御報告いただきました。

そして、日税連の神津特別委員と、京都大学の岡村委員、お二人が、そこにいらっしゃっていますので、その感想も伺うことができました。

次に、前回の22回総会において、委員の皆様への御了解をいただいた専門家会合の設置と、その第一回会合につきまして、私から報告をしました。

最後に、税制調査会の今後の進め方について、委員の皆様へ御相談させていただきました。

これについては、総会で申し上げましたとおりでありますが、御承知のとおり、私ども税制調査会の委員の任期は3年間とされております。

私としては、ぜひ、この任期のうちに議論をとりまとめたいと考えておりますが、今までの何年間かの流れ、総会を御覧いただければお分かりのとおり、多種多様な論点を扱ってきたものですから、とりまとめに向けては、もうしばらく議論の時間をいただく必要があるのではないかと。

そうしますと、3年、つまり、6月23日という任期のうちのとりまとめを行うことは、なかなか難しいのではないかと認識しているわけです。

そこで、委員の皆様には、せつかくですから、これまでの議論を引き続き継続して、少し時間を延ばしてでも、しっかりと議論して、9月中のとりまとめを目指すことを前提に、9月末まで任期を延長させていただければと申し上げ、御了承を頂戴しました。

もちろん、委員の任命権は総理がお持ちですので、また、任期延長は、政令、先ほど申しました、税制調査会令の改正が必要とのことですので、事務局に所要の手続きを進めていただくようお願いしたというわけです。

私からは、以上です。

## ○記者

今の任期の延長のお話ですが、こちらは会長として、これぐらいの残期間が要するという目安みたいなものを設定されて御提案されたということですか。

## ○中里会長

長過ぎるのもどうかと思いますし、短過ぎると延長させていただく意味もありませんから、こんなところかなというところで、いろいろ考えて、先生方の御予定等も考えて、9月末までということまで申し上げたということです。

#### ○記者

ここだけが一つどうしても時間がかかるという、何かポイントがあったりするのでしょうか。

#### ○中里会長

今、様々なことを同時並行的に議論していて、もともと3年前に始まったときの1年間、その次の1年間と、いろいろやってきたのですが、なかなかすぐ終わるという感じではない問題が、終わったのもあるのですが、まだまだこれからというのがいくつかありまして、連結納税や、BEPSのことなどもありますし、様々なことがあるものですから、それを一生懸命議論して、事実整理も時間がかかるものですから、何とかとりまとめたということで、お願いさせていただいたということです。特別にこれというよりも、いくつかあるということです。

#### ○記者

今の中にもありましたBEPS、特にデジタル化の話かと思うのですが、ここへは、会長は御意見、今日もたくさんの御意見がございましたが、何かありますか。

#### ○中里会長

私がそういうことを専門としているものですから、余計気になるのですが、BEPSということで、こんなことも行われていて、こんなことも行われていて、こんな方向でまとめていきたいという、そういう議論をしているうちは、まだいいのですが、具体的な話になりますと、各国の利害が対立しますね。国ごとの利害だけではなくて、国と企業の関係も対立するところもございます。

さらに、国と企業だけではなくてプロフェッショナルの方々も専門家として、様々な御意見をお持ちですので、そういう方々の御意見も吸収しながら具体的な制度にしていくというのは、非常に大変ではないかと思っています。

そうは言っても、国際的に、せつかく課税逃れを封じるために、何をどうしたらいいかということがきちんと議論されている機会ですから、それを前提としながら日本の国内法制あるいは条約網を整備していき、専門家の方々や企業の方々ともお話し合いをしながら、公平、公正な課税が実現されるように努力していくというのが、私自身、そのプロフェッショナルですから、余計そういう気持ちが強くなるということか、当然のこととして心の中にあるということです。

#### ○記者

二つ伺わせていただきたいのですが、一個は、9月中のとりまとめを目指すということですが、この中に、老後の資産形成の支援の税制のことは入ってくるのでしょうか。

## ○中里会長

月曜日に神野座長のもとで専門家会合を開かれて、今日も申し上げましたが、アメリカ、カナダにいらっしゃった委員と、それから、ドイツ、フランス、イギリスにいらっしゃった委員の報告を主にしていただいたのですが、これが、短期間に様々な国に回って調べるといっても、簡単ではございませんで、事実関係や制度の正確な整理に時間がかかっております。

そこを頭の中に入れながら、何でも形を出せばいいというものではないので、働き方の違いによって課税関係が違ってくるといのは、おかしなものですから、せめてそういうことはないように努力をしたいと思っているのですが、まず、外国の状況を整理するところが、まだスタートしたばかりでして、委員の方々、一生懸命頑張ってくださいているのですが難しいところもあります。難しいというのは複雑な事実関係がいろいろあるということです。

## ○記者

9月までにできそうなのは、今回の現地調査の事実関係のまとめるところぐらいで、会として、方向性として、こういう方がいいのではないかと、そこまでのものは難しそうということですか。

## ○中里会長

こればかりは、やってみないと分からないですが、神野座長、それから、委員の皆様と御相談しながら、できることを、できる順番で少しずつ先に進めていくと、こういうことではないでしょうか。やってみないと分からないというか、とにかくやっていきたいということです。

## ○記者

関連してですが、今、金融庁のワーキンググループで出した老後の2,000万必要だという報告書をめぐって、政府もナーバスになっていると思うのです。それで、一般の人でも老後の資産形成に関して敏感になっているところもあると思うのですが、税調の議論は、話の本質は違うと思うのですが、その中でも税調の議論を進めていくということの意味というか、世の中がそういうふうになっている中で、その影響は、税調での議論にありますかということです。

## ○中里会長

ほかの審議会で、どのような議論がなされて、どういう報告がなされたのかということに関しては、私があれこれ言うべきことでもありません。

多様な働き方が出てきているわけです。その働き方の違いによって課税関係が違ってくることのないようにと、これが関心ですので、それについて、できることを、できる順番で一生懸命頑張っていこうということです。

## ○記者

特段議論に影響はないということですか。

○中里会長

影響がないと申しますのはどういうことでしょうか。

○記者

税調としての議論を進めていくにあたって、今回のものは影響はないということですか。

○中里会長

我々は、我々のすべきことを丁寧にやっていくということだと思います。

○記者

9月に目指されているとりまとめは、報告書のようなものでしょうか、どういったものをイメージすればいいのでしょうか。

○中里会長

とりまとめについて、どんな形で、どう製本して、どういうタイトルをつけるかということは、そのような形式が重要というよりも、今まで議論してきたことをできる限り分かりやすく整理してお示しするということが、そちらの中身の方に主眼を置いているものですから、私、法律家ですから、形式主義者のように思われるかもしれませんが、そういうことではありませんで、実質的なことが重要だと思っておりますので、今、おっしゃるようなことは、また、相談をしながら決めていって、その都度ということになるのではないのでしょうか。

○記者

分かりました。

それと、先ほどの質問で、金融審議会の報告書の件で、質問が出たかと思うのですが、麻生大臣の諮問機関である市場ワーキンググループが作ったものを、今回、その諮問された大臣が受け取らないということになっているわけですが、政府税調の位置づけというのも違うと思うのですが、政府税調も首相の諮問機関として設置された機関だと思うのですが、要するに、諮問機関が作られたものを諮問された閣僚が受け取らない事態が生じていることについて、思われるところや懸念されている部分など、その辺りのお考えというのが、もしあれば、お聞かせ願えないでしょうか。

○中里会長

日本国内には、様々な審議会あるいは諮問機関があると思います。それぞれの諮問機関で法的な形式も違うかもしれませんが、やっている内容も違うかもしれません。それから、中で議論するテーマ等も当然違ってくるわけで、私どもは税制調査会として、総理から諮問を頂戴して、我々のできることを一生懸命一つ一つやっていくと、こういうことです。一つ一つできることを、できる順番でやっていくということ、これが全てだと思っております。

○記者

報告書を作るのは、今日みたいな議論もあって、いろいろと時間も、労力もかかる

ことだと思うのですが、受け取られないというところは、作業にかかわった方にとっても、いろいろお感じになっていると聞くのですが、そういったところについて、どうでしょうか。

○中里会長

ほかの審議会について、私が感想を述べるべきではないということです。我々も一生懸命やりますということに尽きるのではないのでしょうか。

○記者

今の金融審議会のところを繰り返して大変恐縮ですが、税調としては、公平化を目指していくということで、老後の資産形成で、例えば、つみたてNISAの恒久化などは、金融庁で要望しているところではあると思うのですが、今回、報告書の件で、政府がナーバスになっていて、税調としては働き方、例えばつみたてNISAは、誰でも加入できるものですから、公平化という意味だとメリットのある制度だと思うのですが、公平化を目指す上で、今回の件、議論に影響してくると思うのですが、その辺りは、会長のお考え方としては、いかがでしょうか。

○中里会長

それぞれの審議会、様々なお考えがあるのだらうと思いますし、それについて、私がほかの審議会はどうだとか、そういうことを申し上げることはないです。我々は働き方に中立的というか、様々な働き方があった場合に、それについて働き方によって課税関係が変わることのないようにしようと、これをずっとやってきたわけです。それが基本路線というか、それが全てですので、あくまでもそれでやっていくということですね。

○記者

今回の件は全く影響しないで、あくまで公平な税制を目指していくという意味では。

○中里会長

総理から頂戴した諮問、これに誠実にお答えする、それが私どもの仕事だと思っております。

○記者

ありがとうございます。

○中里会長

どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

[閉会]